

大阪市水道局告示第13号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

令和8年3月16日

大阪市水道局長 坂本篤則

名 称	所 在 地	指 定 日
S R S 株式会社	大阪府貝塚市鳥羽139-3	令和8年 2月28日
株式会社仲アドバンス	兵庫県尼崎市尾浜町1丁目34番23号	
大春設備	大阪府岸和田市下野町2丁目11番2-511号	
株式会社エルケーエムサー ビス	大阪市浪速区日本橋4丁目7番23号 伊藤日本橋ビル1階	
コーワ建設株式会社	大阪市平野区喜連3丁目1番3号	
合同会社なにわ水道	大阪市東住吉区鷹合1丁目6番1号	
株式会社AQUA	大阪市城東区諏訪2丁目9番12号	
株式会社ウエリバ	大阪市淀川区三津屋北1丁目4-20 ロ イヤル三津屋313号室	
株式会社NONSTYLE	大阪市平野区长吉出戸6丁目12番27号	
株式会社一誠通商	大阪府東大阪市昭和町21-21	

（水道局工務部給水課）